

2024年3月14日

北九州市長 武内 和久 殿

九州考古学会
会長 宮本 一夫

旧門司駅関連施設遺構の保存に関する要望書

表記の件につきましては、別添書類のように、当該遺跡は学術上きわめて重要な内容を有するものであり、貴職におかれましては、適切な調査・保存の対策を講じられますことを重ねて要望いたします。

なお、誠に恐縮ですが、当件に係る具体的な措置および対策につきまして、2024年3月29日（金）までに、九州考古学会事務局宛にご回答をお送りくださいますよう、お願いいたします。

記

1. 提出書類

別添の通り 1通

2024年3月14日

北九州市長 武内 和久 殿

九州考古学会
会長 宮本 一夫

2024年1月25日(木)に、北九州市長の定例会見にて、旧門司駅関連施設遺構の一部移築保存に関する発表が行われましたが、これにつきましては、鉄道史学会・都市史学会・日本建築学会九州支部、日本イコモス国内委員会をはじめとして、今日までに10を超える学協会・専門学術団体より保存要望書の提出があり、日本の近代史・鉄道史を考える上で学術的価値がきわめて高く、国指定史跡に値する価値があるものと広く認められております。当学会におきましても、本遺跡は、明治・大正期にかけて造られた初期の門司駅の駅舎跡・機関車の車庫跡と周辺の土地利用の変遷が確認できる貴重な遺跡であること、車庫の基礎遺構にヨーロッパ技術と日本在来の土木技術が用いられ、異なる基礎地盤により使い分けられていること、門司港築港と初代門司駅の建設が一体の建設プロジェクトとして行われたこと、などの事実から、あらためて本遺跡の価値のきわめて高いことを確認しております。また、大正3年に北側に造られた現在の門司港駅の駅舎(重要文化財)にもほど近く、門司港地区の歴史、また日本近代交通史を考える上でも両者は一連のものと考えられます。加えて、旧門司駅関連施設遺構周辺からは、平安時代の陶磁器類も出土していることから、古代・中世以来の港湾遺跡としても重要であり、不明なところの多い門司関、また壇ノ浦合戦前後の平氏の拠点との関わりにおいても、その調査は門司区・北九州市の地方史の復元のみならず日本古代・中世史の解明に高い重要性をもっていることも高く評価されます。さらに現在の調査区周囲の未調査区についても、以上の旧門司駅関連施設・下層遺構が良好に残存していることが想定されます。複合公共施設の建設に際して、調査区周囲の未調査区は影響を受ける可能性はきわめて高く、影響を受ける範囲についての調査は必須と考えられます。上述のような観点からも、旧門司駅関連施設遺構については、適切かつ厳密な現調査区周辺区域の適切かつ厳密な調査とともに、現地での現状保存と適切な価値づけ、その公表が必要とされます。

新聞報道によりますと、本遺跡の一部移設保存費用を含む来年度補正予算案につき、3月8日開催の議会にて、これより一部移設保存費用二千万円を削除する修正議案が提出され可決されたとのことです。当学会では、2月5日発出の要望書におきまして、遺構の一部移設につきましては、調査区全体に広がる建物遺構の全体の中でもごく一部であり、この遺跡の重要性と意義を十分に体現しつつ後世に遺すものであるとは到底言えず、移築保存の範疇を大きく逸脱するとの判断を示し、問題の指摘をおこないました。また、設計変更により施設内で遺構を保存できる可能性があるにもかかわらず、検討自体を行うことなしに、遺構の大部分が失われるという結論に至ったことについては、北九州市の文化財保護行政という観点からも非常に問題があるものと指摘しました。これらから、各所に公表

されております修正議案原文にあります文言「市民や議会への説明責任を果たした上で」に鑑みて、「発掘調査を行なっていない部分」につき「適切な埋蔵文化財調査と厳密な記録保存」がおこなわれ、その上で、遺構の現地保存と両立するかたちで、「複合公共施設の計画を進め」られることが適切であると考え、冒頭に記した、あらためての遺跡の価値づけも考量しつつ、九州考古学会は、下記の点について要望します。

記

1. 旧門司駅関連施設遺構の建物について、現地保存を最優先とし、建設予定の複合公共施設の設計変更についても検討を行い、複合施設と遺構との共存を図ること。
2. そのために、有識者からなる検討委員会を設置し、複合施設設計変更を含めた複合施設と遺構の共存を可能とする方策につき検討すること。
3. 2の検討を十全におこなうためにも、現調査区を保全しつつ、現調査区周辺の未調査区について適切かつ厳密な調査を行うこと。なお、未調査区での発掘調査を行う際には、市民等への積極的な情報公開・広報・現地説明会・講演会などを行い、市民が遺跡について知る機会を作ること。
4. 3を行うに際して、旧門司駅関連施設遺構の古代・中近世遺物を含む下層における門司港形成以前の遺構にも十分な注意を払い、遺物・遺構が確認された場合には、適切かつ厳密な調査を行うこと。

以上